

あきらめないで！養育費

～ その定め方と新制度「法定養育費」～

令和 8 年 4 月 1 日施行の改正家族法により、共同親権を含め離婚にまつわる制度が変わりました。取決めがなくても請求できる法定養育費の制度について、弁護士が分かりやすく解説します。



- ✓ 別居中の配偶者が生活費（婚姻費用）を渡してくれないとき、どうしたらいいの？
- ✓ そもそも養育費ってどういうもの？どんな基準で決めるもの？
- ✓ 請求方法は？払ってくれない場合はどうしたらいいの？



【講 師】 よしくら み か こ
吉倉 美加子さん(弁護士・社会福祉士)

● 2009 年 弁護士登録

2010 年～2019 年 法テラスの常勤弁護士として主に経済的に苦しい状況にある方の民事・家事事件・国選刑事事件に携わる。その中で高齢者や障がい者など、福祉的な支援を必要とする方との出会いから、社会福祉士の資格も取得し、依頼者に寄り添った課題解決には定評がある。

2019 年～緑が丘法律事務所で執務。

【日 時】 **11月25 日**(水)10:00～11:30

【場 所】 三木市立教育センター4階 中研修室(三木市福井 1933-12)

【受講料】 無料

【定 員】 先着 40 名

【申込方法】 電話・インターネットまたは窓口

※申込みは11月 20 日(金) まで

【託 児】 有(3か月～就学前のお子さん・先着5名)

※11月 17 日(火)までに要申込



申込フォーム
2次元コード

❗ このセミナーで個別相談を受けることはできません。

【主催・問い合わせ先】 三木市男女共同参画センター(愛称:こらぼーよ)

電話:0794-89-2331 FAX:0794-82-8120

お電話での申込みは平日の9時から16 時 30 分までをお願いします。



11 月 12 日～25 日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

夫・パートナー等からの暴力、性犯罪、セクハラ、ストーーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

